

東久留米市債権分類表

令和7年4月1日現在

分類			債権名	時効
強制徴収債権	税		・ 市税 ・ 国民健康保険税	5 年
		強制徴収公債権	・ 保育運営費保護者負担金（保育園保育料） ・ 生活保護費徴収金（生活保護法第78条 H26. 7月以降） ・ 介護保険料 ・ 後期高齢者医療保険料	
民事執行債権	公債権	非強制徴収公債権	・ 生活保護費返還金（生活保護法第63条） ・ 生活保護費過年度戻入金（地方自治法施行令第160条） ・ 障害者福祉手当等過年度払返還金 ・ 国民健康保険給付費返還金（※1） ・ 児童扶養手当返還金（※1） ・ 児童育成手当返還金 ・ 児童手当返還金（※1） ・ 延長保育事業利用料	5 年
	私債権		・ 生活資金貸付金 ・ さいわい福祉センター事業利用者負担金 ・ 第三者納付（国民健康保険法第64条） ・ 奨学資金貸付金 ・ 一時預かり事業利用料（一時保育事業利用料） ・ 保育園副食費 ・ ひとり親家庭住宅手当返還金 ・ 学童保育所費 ・ 学童保育所延長育成料	5 年（※2）

※1 不正受給の場合は強制徴収公債権となる。

※2 令和2年4月1日以降の原因で発生したもの。

強制徴収債権…地方税の滞納処分の例により処分することができる債権。

民事執行債権…最終的には裁判手続を利用して徴収する債権。

公債権…地方自治法（公法）に基づく債権。

私債権…民法（私法）に基づく債権。